



4月から 後期高齢者医療制度 が始まりました!

保険料は介護保険料とともに年金からの天引きとなり(特別徴収)、4月の年金支給日から天引きが始まります。
→対象となる方には、4月上旬に通知します。

②それ以外の方は、町から送付される納付書または口座振替により町へ納付してください(普通徴収)。
→対象となる方には、7月上旬に通知します。

＜保険料の納め方＞

区分	納付方法	徴収時期
①特別徴収	年6回に分けて、4月からの年金支給月に、介護保険料とともに年金から天引きされます。	年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)
②普通徴収	納付書または口座振替により、年8回に分けて納付します。	年8回(7月から2月の毎月)

5 皆さんに身近な窓口業務は、役場窓口で行います

後期高齢者医療制度では、県内全市町村と埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)が連携して事務を行います。事務分担は次のようになります。

広域連合	保険証等の交付、保険料の決定、医療費の給付
役場	各種届出・申請の受け付けや保険証の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

役場で受け付ける主なもの

- ①資格の異動(転入、転出、転居、死亡等)の届出
- ②被保険者証(保険証)の引き渡しに関すること
- ③65歳以上で一定の障害のある方の障害認定の申請
- ④入院時の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請
- ⑤特定疾病療養受領証の交付申請
- ⑥療養費(補装具等)の支給申請
- ⑦高額療養費の支給申請
- ⑧葬祭費の支給申請
- ⑨保険料の徴収に関すること
- ⑩交通事故にかかる第三者行為の届出など

問い合わせ/町民課 ☎581・2121内線106・110
または埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048・833・3222)へ。

1 75歳以上の方(65歳以上の一定の障害のある方を含む)が対象です

4月からは、今まで加入していた国民健康保険や社会保険から抜けて、後期高齢者医療制度の被保険者となりましたので、今までの保険証では保険診療は受けられません。
※4月2日以降に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。

2 後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、お手元に郵送しました

4月以降は後期高齢者医療被保険者証(保険証)を病院等の窓口で提示してください。病院等の窓口で支払う一部負担金は、今までと同様にかかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)です。

＜保険証が届く時期＞

①4月1日現在で75歳以上の方(65歳以上の一定の障害のある方を含む)	3月末に住所地に郵送しました。(4月からお使いください)
②4月2日以降に75歳になる方	75歳の誕生日までに郵送します。(誕生日からお使いください)

※①の方で、保険証が届いていない方は、町民課までご連絡ください。

3 被保険者一人ひとりが保険料を納めます

＜保険料の額について＞ ※年額

均等割	一人あたり42,530円 世帯の所得等によって軽減されます。
所得割	(総所得金額-基礎控除額33万円)×7.96% 本人の所得に応じて計算されます。

※保険料の額の計算については、本誌2月号に詳しく掲載していますので参考にしてください。

4 保険料は年金からの天引きが原則

①原則として年額18万円以上の年金受給者については、

年金 あれこれ



国民年金保険料額が 変わりました

平成20年度の保険料額が、月額14,410円になりました(平成19年度は、14,100円)。

平成16年度の年金制度改正では、少子高齢化により、保険料がかぎりなく上昇することがないよう、計画的に保険料を引き上げ、平成29年度から金額を固定し、その範囲内で年金の給付をまかなうこととしました。

ご利用ください! 国民年金保険料が後払いできる 「学生納付特例制度」

学生でも20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。免除期間は、平成20年4月から平成21年3月まで、または、20歳到達時から平成21年3月までです。申請は、町民課で受け付けます。申請が認められると、社会人になってから保険料を後払いすることができます。

なお、前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方には、社会保険庁から申請書(ハガキ形式)が送付されます。こ

の場合は、申請書を直接社会保険事務センターあて郵送していただくだけで申請が済みます。

ただし、在学する学校が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請できません。改めて窓口で申請する必要があります。

■対象になる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校(注1)等に在学する20歳以上の学生(注2)が対象です。ただし、本人の所得が18万円を超える場合は、この特例の対象にはなりません(学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます)。

(注1)各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限が1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の方も含まれます。(注2)夜間・定時制課程の方も含まれます。

■申請のポイント

申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。

■手続きに必要なもの

- ①学生証または在学証明書(コピー可)
- ②年金手帳※初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と同時に申請する場合は不要です。
- ③認印※本人が署名する場合は不要です。

■申請が認められると

「学生納付特例制度」の対象となった期間については、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障害年金または遺族年金が支給されます。

また、学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば後払いすることができますが、保険料は、2年を経過すると経過した年数に応じて加算金が付加されますのでご注意ください。

申請が認められたかどうか(審査結果)は、社会保険事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ/国民年金電話センター

☎525・1844、熊谷社会保険事務所
☎522・5158)または町民課
(☎581・2121内線108)へ。

※熊谷社会保険事務所・町民課にお問い合わせの際は、**年金番号・住所・氏名・生年月日**を確認させていただいています。また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりづらい時もありますので、ご了承ください。

「障害者自立支援医療受給者」 「重度心身障害者医療受給者」 の皆さんへ

後期高齢者医療制度の創設により、障害者自立支援医療を受給されている方(世帯の中に後期高齢者医療受給者がいる場合)の自己負担上限額が変わる可能性があります。受給者証をお持ちの方は健康福祉課までお問い合わせください。

また、65歳以上の重度心身障害者医療受給者の方の請求方法が、次のとおり変更となります。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

変更点/平成20年4月診療分より、請求の際に医療機関発行の領収書が必要になります。請求書とともに領収書も窓口へご提出ください。

注意点/①宛名、保険点数、領収額、領収印がある領収書をご提出ください。②領収書は医療機関ごとに、1カ月分ずつまとめてください。

問い合わせ/健康福祉課 ☎581・2121内線122)へ。